

職を失った方の国民健康保険税軽減について

【非自発的失業者軽減】

リストラなどで職を失い、ハローワーク（公共職業安定所）から失業給付を受給される方は、国民健康保険（国保）に加入する場合、税額が軽減されます。

（１）対象となる方

・特定受給資格者

倒産、解雇など会社都合により退職した方

離職票の離職区分：１Ａ、１Ｂ、２Ａ、２Ｂ、３Ａ、３Ｂ

雇用保険資格証・資格通知の離職理由：１１、１２、２１、２２、３１、３２

・特定理由離職者

出産育児、介護、通勤困難、早期退職、希望したが契約更新されなかったなど
正当な理由のある自己都合退職の方

離職票の離職区分：２Ｃ、３Ｃ、３Ｄ

雇用保険受給資格者証・受給資格通知の離職理由：２３、３３、３４

【注意】以下の方は軽減の対象外

- ・離職日以前１年間に、雇用保険被保険者期間が通算６ヵ月以上あること
（過去１年間に半年以上勤務していること）
- ・特例受給資格者（季節雇用等）【２Ｄ、２４】受給資格者証の右上に「特」と記載
- ・高年齢受給資格者（６５歳以上）【２Ｅ、２５】受給資格者証の右上に「高」と記載
- ・一般受給資格者（自己都合等）【４Ｄ、５Ｅ、４０、４５、５０、５５】

（２）軽減措置の内容

国民健康保険税の所得割税額及び軽減判定について、上記対象者の前年の給与所得を３０／１００として算定します。

（３）軽減の対象期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。（２年間）

職場の健康保険（社会保険）に加入した場合は終了します。

社会保険を辞めて国保に再加入した場合、軽減期間内であれば再度適用されます。

（４）税額の概算算定

離職している期間は、社会保険を任意継続するか、国保に加入するか選択することができます。国保の税額を事前に知りたい方は、税務課市民税係までお問い合わせください。

(5) 申請方法

失業認定される前でも、国保に加入することができます。
加入後に失業認定された場合は、離職日まで遡って税額を軽減します。
なお、20～59 歳の方は、国民年金への加入が必要です。(任意継続含む)
詳しくは、下記年金担当へお問い合わせください。

・国保に加入する場合

- ・健康保険資格喪失証明書（職場にて発行）
- ・加入者のマイナンバーがわかるもの

加入申請は電子申請も可能です

電子申請する場合は OR コードをスマートフォンで読み取るか、
「留萌市国保電子申請」と検索してください。



・国保税の軽減を申請する場合

- ・雇用保険受給資格者証 又は 雇用保険受給資格通知（ハローワークにて発行）
- ・対象者マイナンバーがわかるもの

※離職票は不可

(6) お問い合わせ先・申請窓口

〒077-8601

留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所

平日8時50分～17時20分まで

加入、軽減の申請に関すること（資格担当）

市民課保険給付係 0164-42-1805【市役所1階2番窓口】

税額に関すること（賦課担当）

税務課市民税係 0164-56-5004【市役所1階1番窓口】

納税相談に関すること（収納担当）

税務課収納係 0164-42-1804【市役所2階】

国民年金に関すること（年金担当）

市民課後期高齢者医療係 0164-42-1805【市役所1階3番窓口】

留萌年金事務所 0164-43-7211【大町3丁目】